

平成27年度 福祉タクシーおよび 循環バス助成券の申請受付が始まります

「タクシー券」または「循環バス券（あざみ号・スワンバス）」を選択できます

- ◆受付開始日 平成27年3月2日（月）から（土・日・祝日を除く）
- ◆受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◆受付場所 下諏訪町役場（庁舎2階） 健康福祉課 高齢者係



下諏訪町に住民票があり、在宅の方（介護施設等に入所している方は除く）が下記に該当する場合、諏訪6市町村内に事業所があるタクシーや循環バス（あざみ号・スワンバス）を利用する際に、その一部の金額を助成しています。

これまでに申請されている方も、継続を希望される場合には、年に一度申請の手続きが必要となります。ご本人が直接窓口に来られない場合は、ご家族等代理の方でも手続きできます。

【対象者】（平成27年4月1日現在）

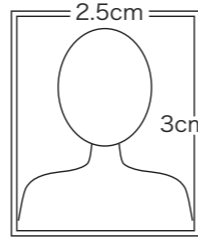
- 1 満79歳以上の方（誕生日の日から）
- 2 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- 3 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 5 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1・A2・B1のいずれかに該当する方
- 6 人工透析患者の方で、「じん臓機能障害」に該当する身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級・3級・4級のいずれかに該当し、かつ「自立支援医療受給者証」または「特定疾病療養受療証」をお持ちの方
- 7 運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消し通知書」をお持ちの方

満79歳の誕生日を迎えた方や、あらたに上記2から7の対象者となった方は、その時点で申請の手続きをお願いします。
ただし、障害者の方が使用する目的で、地方税法の規定により自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は、満79歳以上の方でも対象外となります。

【申請の際に必要なもの】

初めての方

- ① 印鑑（窓口に来る方の認め印）
- ② 写真1枚 ※利用者証作成用（横2.5cm×縦3cm）
※1年以内に撮影した前向き写真（帽子、サングラスを外した顔全体が写っているもの）
- ③ 「各種手帳（身体障害者手帳等）」や「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消し通知書」をお持ちの方は申請時に窓口で提示



◆顔写真の添付された書類（身体障害者手帳等の各種手帳または運転経歴証明書）をお持ちの方は、写真の提出は必要ありません。
※乗車の際に利用者証の替わりとなります

継続する方

- ① 印鑑（窓口に来る方の認め印）
- ② 下諏訪町福祉タクシー等利用者証
- ③ 上記②のタクシー等利用者証の交付を省略されている方は「各種手帳（身体障害者手帳等）」や「運転経歴証明書」

■問い合わせ

下諏訪町 健康福祉課 高齢者係
電話27-1111（内線236・237）

軽自動車税の税率改正のお知らせ

平成26年度税制改正により、自動車関係税制の抜本的な見直しが行われ、軽自動車税の税率が変更されました。

- ◆ 軽自動車税とは
毎年4月1日（賦課期日）現在で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪車、小型二輪車、軽自動車等を所有している方に納めていただく税金（年税）です。したがって、年の途中で登録した場合の月割の課税、廃車した場合の月割の還付はありません。
- ◆ 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪車、小型二輪車等は平成27年1月14日に閣議決定された「平成27年度税制改正の大綱」にて、新税率の適用時期を平成27年度から平成28年度に1年延期する改正を行うことが示されており、今後税制改正により変更される場合は、町ホームページなどでお知らせします。

車種	排気量	税率（年額）	
		現行税率（26年度）	新税率（27年度～）
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー（50cc以下）	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト等）	4,700円	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪車	250cc超	4,000円	6,000円
雪上車		2,400円	3,600円

◆ 軽自動車（3輪及び4輪）

平成27年4月1日から、初度検査年月に応じて、現行税率、新税率、いずれかの税率を適用します。

- (1) 現行税率
平成27年3月31日までに新規で登録した車両（初めて車両番号の指定を受けた車両）は、登録後13年経過するまでは現行税率を適用します。
- (2) 新税率
平成27年4月1日から新規で登録された車両から、新税率を適用します
A 平成27年4月1日に新規で登録した車両 ⇒ 平成27年度から課税されます。
B 平成27年4月2日以後に新規で登録した車両 ⇒ 平成28年度から課税されます。
- (3) 重課税率
平成28年4月1日以後、新規登録から13年を経過した車両に適用されます。
ただし、燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド、及び被けん引車（ボートトレーラー等）は重課税率の対象外です。

車種	1. 現行税率 平成27年3月31日 までの登録車両	2. 新税率 平成27年4月1日以降 の登録車両	3. 重課税率 新規登録後13年超の 登録車両
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪	乗用（自家用）	7,200円	12,900円
	乗用（営業用）	5,500円	8,200円
	貨物（自家用）	4,000円	6,000円
	貨物（営業用）	3,000円	4,500円

重課税率の適用は以下のとおりです。

初度検査年月	適用年度
平成14年12月まで	平成28年度から
平成15年1月～平成16年3月まで	平成29年度から

※自動車検査証の様式が変更された平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両については、初度検査の「月」が把握できないことから、最初の新規検査を受けた年の12月を初度検査の月とします。

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 収納係 電話27-1111（内線126・127）